

○経済産業省令第六十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（特定供給設備の技術上の基準）

第五十三条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 貯槽は、次に定める基準に適合すること。

イ ウ 「略」

ホ 貯槽（貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）、受入管及び供給管（液状の液化石油ガス（法第二条第一項に規定する液化石油ガスをいう。次条第二号チ(6)において同じ。）が通る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。次条第二号チ(6)において同じ。）であつて、貯槽から地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。次条第二号チ(6)において同じ。）までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

三・四 「略」

改正前

（特定供給設備の技術上の基準）

第五十三条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 貯槽は、次に定める基準に適合すること。

イ ウ 「略」

ホ 貯槽（貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。）、受入管及び供給管（告示に定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下この号において「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの（経済産業大臣がその計算を行うに当たって十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。）によることができる。

三・四 「略」

別表第二(第六十二条関係)	検査項目	完成検査の方法
	<p>(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準) 第五十四条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ イト (略)</p> <p>チ 貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽にあつては、次に定める基準に適合すること。</p> <p>(1) イト 「略」</p> <p>(5) 「略」</p> <p>(6) バルク貯槽、受入管及び供給管(液状の液化石油ガスが通る地盤面上の配管であつて、バルク貯槽から地震防災遮断弁までの間のものをいう。)並びにこれらの支持構造物及び基礎は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。</p>	
	三・四	「略」

別表第二(第六十二条関係)	検査項目	完成検査の方法
	<p>(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準) 第五十四条 法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ イト (略)</p> <p>チ 貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽にあつては、次に定める基準に適合すること。</p> <p>(1) イト 「略」</p> <p>(5) 「略」</p> <p>(6) バルク貯槽、受入管及び供給管(告示に定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎(以下この号において「耐震設計構造物」という。)は、耐震設計構造物の設計のための地震動(以下この号において「設計地震動」という。)、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法(以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。)、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの(経済産業大臣がその計算を行うに当たって十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。)によることができる。</p>	
	三・四	「略」

一〇三十四 [略] 三十五 第五十三條 第二号キの耐震設計構造物の耐震に関する性能	一〇三十四 [略] 三十五 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視、図面及び記録により検査する。
三十六〇五十四 [略]	三十六〇五十四 [略]
備考 [略]	

別表第三(第六十二條關係)

一〇七十一 [略] 七十二 第五十四條 第二号チ(6)の耐震設計構造物の耐震に関する性能	一〇七十一 [略] 七十二 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視、図面及び記録により検査する。
備考 [略]	

備考 表中の「」の記載は注記である。

一〇三十四 [略] 三十五 第五十三條 第二号キの耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	一〇三十四 [略] 三十五 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視、図面及び記録により検査する。
三十六〇五十四 [略]	三十六〇五十四 [略]
備考 [略]	

別表第三(第六十二條關係)

一〇七十一 [略] 七十二 第五十四條 第二号チ(6)の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	一〇七十一 [略] 七十二 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視、図面及び記録により検査する。
備考 [略]	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の二第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。